

答 申 情 第 1 3 0 号

令 和 4 年 3 月 1 8 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 北 村 和 生

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年2月3日付け保障第694号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

相談聞き取り表の公文書一部公開決定事案（諮問情第225号）

1 審査会の結論

処分庁が行った公文書一部公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和2年10月28日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「かがやきの元職員である●●が作成した記録のうち、障害年金の受給を確認出来る件数は3件とされており、その内訳は障害者手帳2級が1人、同3級が1人、療育手帳が1人とされている。当該3件を以前に公開請求した事があるが、その後に公開された文書は全て黒塗りであり、またかがやきはその後に行われた請求者からの問い合わせにも回答していないので当該3件を改めて公開請求する。公開請求する項目は下記3点のみであり、それら以外は個人情報保護を事由に黒塗りにして構わない。①障害者手帳及び療育手帳の等級が書かれている項目、②障害年金の受給が書かれている項目、③障害年金の受給開始年月が書かれている項目（いつ受給出来たのかを調べる為）」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として、「相談聞き取り表（3名分）」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和2年11月11日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

京都市情報公開条例第7条第1号に該当

相談者に関する個人の氏名、相談の日時及び相談内容並びに理由説明書の内容については、公開することにより個人が識別される可能性があり、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

- (3) 審査請求人は、令和3年1月11日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとお

りであると認められる。

(1) 京都市発達障害者支援センターかがやき（以下「かがやき」という。）について
かがやきは「相談支援」、「就労支援」、「発達支援」、「普及啓発・研修」の4つの機能を併せ持つセンターであり、発達障害のある方とその御家族が地域で安定して生活ができるように支援を行っている。

(2) 本件公文書について

かがやきでは、電話や面談により利用者からの相談を受けた場合に、相談者の氏名、相談日及び相談内容を「相談聞き取り表」に記録している。

本件公文書は、かがやきの元職員である●●氏（以下「元職員」という。）が作成した「相談聞き取り表」のうち、①障害者手帳及び療育手帳の等級が書かれている項目、②障害年金の受給が書かれている項目、③障害年金の受給開始年月が書かれている項目のいずれかを含むものであり、いずれも審査請求人以外の個人の相談に関する記録である。

(3) 本件処分について

本件公文書について、相談者の氏名、相談日及び相談内容は非公開とし、様式のプレ印字部分及び「対応者：●●」と記入した箇所のみを公開した。

審査請求人は、「①障害者手帳及び療育手帳の等級が書かれている項目」、「②障害年金の受給が書かれている項目」、「③障害年金の受給開始月が書かれている項目」の記載に限り公開を求めており、相談者氏名や相談日は含まないことから、当該者のプライバシーを侵害することがないため、公開すべきであると主張している。

本件公文書には、相談者の障害の情報が具体的に記載されている。これらは個人が識別される情報であり、また一見して極めて私的な情報であって通常他人に知られたくない度合いが極めて強い個人の機微に関する情報である。このような性質を有する情報は、公開することにより個人が識別されるおそれがあるほか、本人及び関係者に不快感や不安等の精神的苦痛を及ぼすことが十分に予想されるなど、個人が識別された場合における権利利益等の侵害の程度は重大である。よって本件公文書は、全体を一つの個人の機微に関する情報であって条例第7条第1号に該当するとして、本件処分を行ったものである。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び行政不服審査法に基づく口頭意見陳述における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 処分庁は「個人の氏名、相談の日時及び相談内容並びに理由説明書の内容」を挙げ

て非公開としている。

- (2) 先ず審査請求人が公開を求めている情報は下記の三点であり、それらは本件公開請求書に書いている通りである。
 - ・ 障害者手帳及び療育手帳の等級が書かれている項目
 - ・ 障害年金の受給が書かれている項目
 - ・ 障害年金の受給開始年月が書かれている項目（いつ受給出来たのかを調べる為）
- (3) これらを踏まえて本件決定通知書を検討すると、審査請求人は「個人の氏名」及び「相談の日時」を公開請求していないのでそれらは明らかに対象外である。また「理由説明書の内容」も公開請求していないが、抑々本件に於ける「理由説明書」が何を指しているのか全く不知である。
- (4) 従って残されるのは「相談内容」であるが、既にかがやきは審査請求人に対して調査結果を示しており、それは本件公開請求書に添付している資料1*に別添している「かがやき回答文書」である。少なくとも、かがやきは当該文書により「相談内容」の一部を明らかにしている所以他们を非公開とする理由は無い。
- (5) 処分庁は「個人が識別される可能性があり、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがある」という懸念を示しているが、それについて審査請求人も趣旨を理解出来る。しかし審査請求人が障害年金受給情報の公開を請求している事由は、かがやきの元職員である●●が障害年金について嘘を吐いているのでその実態を調べる為であり、特定の個人を識別し当該者の **privacy** を侵害する為では全く無い。
- (6) 以上の通り、非公開は失当であり、少なくとも「かがやき回答文書」に記載されている事項は公開すべきである。それすら公開しないと為ると、かがやきが当該文書を既に示している事と整合性が取れない。
- (7) 弁明書に於いて「処分庁は、本件請求に係る公文書として「相談聞き取り表（3名分）」を特定した」と書かれているが、当該表3名分は本当に●●・かがやき元職員が作成したのか。審査請求人がその様な疑義を抱くのは、それらに書かれている「●●」という文字の筆跡が別の公文書である個別支援計画書と一致していないからである。●●は元々書く文字が小さく所々判読出来無い様な筆跡であるが、当該表3名分はそれとは全くことなり大きな文字により書かれている。仮にそれらが偽造であれば本件公開請求自体の前提が崩れてしまう事に為る。
- (8) 弁明書に於いて「かがやきでは、電話や面談により利用者からの相談を受けた場合に、相談者の氏名、相談日及び相談内容を「相談聞き取り表」に記録している。」と書かれているが、資料4*－9頁下段に於いて■●・かがやき副センター長は「他の相談業務でも電話聴取記録を残すことはほとんどありません。」と陳述しているので本件

弁明書と矛盾している。

- (9) 弁明書に於いて処分庁は「本件公文書」の殆ど全てを公開していない理由を記述しているが、抑々審査請求人は必要な情報に限り公開請求しているもので、それ以外を公開しない理由を幾ら述べても失当である。又審査請求人が必要としている情報の大部分は既に■■・かがやき副センター長により示されておりそれは資料1*である。従って資料1*に於いて示されている情報を本件公開請求に於いて公開しない事は明らかに矛盾しており判断として失当である。要するに審査請求人が要求している事は、資料1*を裏付ける相談聞き取り表が本当に存在するのことであり、「本件公文書」がそれに該当するのであれば少なくとも資料1*に書かれている内容を公開出来る筈である。

※ 資料1： 別件の公文書公開請求書であり、令和元年12月13日付けでかがやき副センター長が審査請求人の疑義に回答した文書が添付されている。

※ 資料4： 別件の審査請求事案において、令和3年3月5日に審査庁が開催した審査請求人による口頭意見陳述の記録を指す。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、元職員が作成した3件の「相談聞き取り表」であり、それぞれの相談者の氏名、相談のあった日、相談者が面談や電話を通じてかがやきに相談した内容が記載されている。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、本件公文書には相談者の障害の情報が具体的に記載されており、これらは個人が識別される情報であり、また一見して極めて私的な情報であって通常他人に知られたくない度合いが極めて強い個人の機微に関する情報であるから条例第7条第1号に該当すると主張する。

一方で審査請求人は、障害者手帳及び療育手帳の等級が記載されている項目、障害年金の受給が記載されている項目又は障害年金の受給開始年月が記載されている項目について限定的に請求しており、それらの部分だけ公開するのであれば条例第7条第1号に該当しないと主張する。

なお、双方の主張に照らせば、本件審査請求における争点は、本件公文書の相談内容に係る記載の一部を公開すべきか否かである。

イ 条例第7条第1号は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、個人に関する情報が公開されてプライバシーが侵害されることのないよう、特定の個人が識

別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものについて、非公開とすることを定めたものである。また、「通常他人に知られたいと認められるもの」に該当するか否かについては、一般の感受性を基準として、客観的に通常他人に知られたいものと認められるものであるか否かで判断されるべきである。

ウ 当審査会において本件公文書を見分したところ、本件公文書には、かがやき職員と相談者（発達障害のある方やその家族）との間で交わされた、心身の状況、日常生活における不安、家族との関係などの多岐にわたるやり取りに関する情報が記載されていることが認められた。

エ 本件公文書における相談内容に係る記載は、このように個人の機微情報が多く含まれており、仮に審査請求人が公開を求める障害の等級や障害年金の受給等について記載されている部分のみに限定したとしても、なおプライバシー性が高く、またその内容から個人が識別され得る可能性も否定できないと言わざるを得ない。

したがって、当審査会は、本件公文書の相談内容に係る記載内容の全てを条例第7条第1号に該当するとした処分庁の判断は妥当であると認める。

オ なお、審査請求人は、以前にかがやき副センター長が審査請求人に回答した事項は本件公文書においても公開すべきであること、当該回答の裏付けとなる相談聞き取り表の存在を確認する必要があること、審査請求人の請求目的が元職員の嘘を暴くことであって利用者のプライバシーを侵害するためではないことも主張している。

しかし、情報公開制度に基づき公文書を公開することの可否と一定の情報を限られた者に任意に提供することの可否とを同列に論じることとはできず、また、請求目的によって非公開の範囲が変わるものではないから、このような主張を認めることはできない。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和3年 2月 3日 諮問

3月 4日 諮問庁からの弁明書の提出

4月 5日 審査請求人からの反論書の提出

令和4年 1月28日 諮問庁からの口頭意見陳述記録書の提出（令和3年10月25日開催）

2月15日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和3年度第8回会議）

3月18日 審議（令和3年度第9回会議）

※ 行政不服審査法第34条及び第36条に基づく手続を行うよう審査請求人から申立てがあつたが、当審査会は、これらの手続を経なくても十分な審議が可能であると判断し、いずれも実施しなかつた。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）